

2015年8月

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令（案）」に関する意見

特定非営利活動法人 アジア女性資料センター
移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

（連絡先）移住連

東京都台東区上野1-12-6 3階

TEL: 03-3837-2316 FAX: 03-3837-2317

E-mail: moto@migrants.jp

私たちは、移住者（外国人）や女性の権利擁護にたずさわる NGO、労働組合、専門家、当事者等のネットワーク組織です。

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」に関する意見について、以下に申し述べます。

なお、今回の意見募集については、政令案の概要のみが示されており、厳密な文言を検討することが困難であったこと、また、意見募集の方法についても13日間という短期間での募集であり、実際にはお盆休みがかかっていることから意見募集が形式的にすぎないという印象を与えかねないことを付記しておきます。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）の概要	意見内容	理由
<p>（４）国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における家事支援活動</p> <p>国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における家事支援活動として、ア．炊事、イ．洗濯、ウ．掃除、エ．買物、オ．前記ア～エ及び後記カと併せて実施される児童の日常生活上の世話及び必要な保護を行う業務、カ．家庭において日常生活を営むのに必要な行為を代行し又は補助する業務を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家事支援活動として、育児、介護は単独では入らないことを明記すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児、高齢者や障害者に対する介護は一般の家事とは別の専門的なスキルが求められることから、今回の事業から「育児」「介護」は除かれるべきである。
<p>（５）国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における外国人の要件</p> <p>国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における外国人の要件として、以下の要件を定める。</p> <p>① 上陸の申請を行う日における年齢が満 18 歳以上であること</p> <p>② 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「必要な知識及び技能」「必要な日本語の能力」について、客観的な基準を示すこと。また、その知識・技能、日本語能力が特定機関による面接などによって確認されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 客観的な基準がなく、かつ特定機関自身が来日する外国人労働者の知識・技能、日本語能力の確認を行っていない場合、来日後に当該労働者のスキルや日本語能力が業務遂行できる基準に達していないことを理由に、特定機関から途中帰国を言い渡される事例が出てきやすいと思われるため。

<p>を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること</p> <p>③ 家事支援活動を行うのに必要な日本語の能力を有していること</p>		
<p>(6) 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準</p> <p>国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準として、以下の基準を定める。</p> <p>① 特定機関が講ずべき措置を定めた指針に照らして必要な措置を講じていること</p> <p>② 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること</p> <p>③ 本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること</p> <p>④ 関係法令の規定により刑に処せられるなどの欠格事由がないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働関係法令（労働者派遣法、労働基準法等労働者保護法規）違反で過複数回、行政指導を受けたことが無いことを要件に加えるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県労働局や労働基準監督署は、事業場が労働者派遣法や労働基準法・労働安全衛生法等に違反する行為を行っていても、その状況を是正させる行政指導を行うにとどめているケースがほとんどである。これらの法律で事業主が処罰されるケースは極めてまれである。 ● 従って、これらの法律に関する違反行為を繰り返し、行政指導を繰り返し受けていることも欠格事由に加えるべきである。

